議案第７２号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市火災予防条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和８年１２月１日提出

宇治市長　松　村　淳　子

宇治市条例第　　号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例

宇治市火災予防条例（昭和４８年宇治市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

調理器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について、所要の改正を行うものであります。